

市民参画の手続きの実施状況

問い合わせ 市民参画課 ☎38-2007

「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」に基づき、市民参画の手続きの今年度の予定と昨年度の実績をお知らせします。市民参画の手続きとは、審議会等・市民提案・ワークショップおよびパブリックコメントなどを行うことをいいます。

【平成25年度実施状況】

審議会等の活用:11件/ワークショップの開催:1件/パブリックコメントの活用:4件(174件)/市長が適当と認める方法:7件

【平成26年度実施予定】

審議会等の活用:18件/ワークショップの開催:2件/パブリックコメントの活用:9件※市長が適当と認める方法:5件

※パブリックコメント

(市の施策の策定にあたり、その施策の趣旨・目的・内容等を公表し、広く市民の意見を提出する機会を設け、提出された意見に対する市の考えおよび結果を公表する手続きをいう)

名称	手続き	実施予定月	担当課
第2次芦屋市市民参画協働推進計画	参画協働推進計画についてのパブリックコメント	12月～平成27年1月	市民参画課
第3次芦屋市環境計画	第3次芦屋市環境計画(原案)についてパブリックコメント	12月～平成27年1月	環境課
障害者(児)福祉計画第6次中期計画	障害者(児)福祉計画第6次中期計画第4期障害福祉計画についてパブリックコメント	12月	障害福祉課
第7次芦屋すこやか長寿プラン21(第7次芦屋市高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画)	第7次芦屋すこやか長寿プラン21(中間案)に関するパブリックコメント	12月	高齢福祉課 介護保険課
芦屋市子ども・子育て支援事業計画	芦屋市子ども・子育て支援事業計画原案に対する意見聴取(パブリックコメント)	10月	子ども政策課
芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画	芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画におけるパブリックコメント	9月～10月	健康課
景観形成基本計画	景観形成基本計画の改定におけるパブリックコメント	9月	都市計画課
景観計画	景観計画の改定におけるパブリックコメント	9月	都市計画課
芦屋市子ども・若者計画	芦屋市子ども・若者計画に係るパブリックコメント	12月	青少年育成課



平成25年度 公文書公開の実施状況・個人情報保護制度の運用状況

【公文書公開の実施状況】■公文書公開請求 25件

全部公開・4件 部分公開・20件 非公開・0件 存否応答拒否・0件 不存在・6件 却下・0件 取下げ・0件 異議申立て・2件

【個人情報保護制度の運用状況】■個人情報取扱事務の登録件数 296件 ■個人情報開示請求 13件

全部開示・2件 部分開示・8件 不開示・2件 不存在・2件 却下・0件 取下げ・1件 異議申立て・4件

※1つの公開・開示請求に対して複数の方法で公開・開示したものがあため、合計が請求件数と一致しません。

■個人情報訂正請求 0件 ■個人情報利用停止請求 0件 ■苦情処理・苦情の相談件数 130件

問い合わせ 文書統計課 ☎38-2010

阪神・淡路大震災20周年事業

芦屋市民フォーラム 「住まいの耐震化のすすめ」

住まいの耐震化を進めるためのフォーラムおよび安心して住み続けられる住まいづくりのための個別相談会を、次のとおり開催します。

■日 時 7月6日(日)①講演会・午後1時～3時30分(正午から受け付け開始)
②個別相談・午前11時～午後0時30分/午後3時30分～4時30分

■会場 市民センター 401室

■申し込み 電話またはファクスで、行事名「すまいの耐震化のすすめ」・氏名・住所(郵便番号)・電話番号・参加人数・個別相談の有無を「人・家・街 安全支援機構」本部事務局(☎0120-263-150/☎06-6456-1073)へ。後日、予約確認票を送付します。※来場予約先着40人のかたに当日粗品を進呈します。

問い合わせ 建築指導課 ☎38-2114

放射性物質等の測定結果

■放射性物質等について

下水処理場(処理水)・奥山貯水池(水道原水)・環境処理センター(焼却灰、ダスト処理灰)から放射性物質は検出されませんでした。また、大気中における空間放射線量については、毎時0.08～0.12マイクロシーベルトの範囲でした。この数値は、日本地質学会が日本の自然放射線量を計算した結果の範囲内であり、国際放射線防護委員会が一般公衆の年間被ばく線量限度と定める、1ミリシーベルトに相当する数値(毎時0.23マイクロシーベルト)を下回っています。

本市では、過去5回(平成23年11月・平成24年4月・11月・平成25年4月・11月)空間放射線量の測定をしており、その結果と今回の測定結果に大きな差異は見られませんでした。※兵庫県では神戸市兵庫区において空間放射線量を常時測定し、その結果を公表しています。

詳細は、兵庫県の環境ホームページ>環境放射能測定結果>兵庫県における環境放射能測定結果(<http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/JPN/apr/topics/kankyo-hoshano/index.html>)をご覧ください。

■市内における空間放射線量測定結果(測定高さ:地上1m)

測定ポイント	測定日	今回測定結果 H26年4月30日				単位(μSv/h)
		H25年11月26日	H25年4月25日	H24年11月20日		
奥池集会所 敷地内駐車場		0.09	0.09	0.09	0.10	
山手小学校 校庭中央付近		0.09	0.09	0.08	0.08	
朝日ヶ丘小学校 校庭中央付近		0.11	0.12	0.11	0.11	
岩園小学校 校庭中央付近		0.08	0.09	0.09	0.10	
親王塚公園 中央付近		0.10	0.10	0.10	0.11	
前田公園 中央付近		0.09	0.09	0.09	0.10	
精道小学校 校庭中央付近		0.11	0.12	0.11	0.12	
宮川小学校 校庭中央付近		0.10	0.10	0.10	0.09	
打出浜小学校 校庭中央付近		0.11	0.13	0.12	0.12	
浜風小学校 校庭中央付近		0.11	0.12	0.11	0.13	
潮見小学校 校庭中央付近		0.12	0.12	0.12	0.12	
親水中央公園 中央付近		0.09	0.09	0.08	0.09	
環境処理センター(敷地境界)		0.09	0.08	0.09	0.08	

(参考)兵庫県が神戸市兵庫区で測定している空間放射線量(地上1mの高さ)の推計値
平成23年12月28日～平成26年4月27日までの推計値の範囲:0.065～0.100μSv/h
平成23年6月13日～平成23年12月27日までの実測値の範囲:0.063～0.080μSv/h
平成19・20年度の推計値の範囲(東日本大震災前):0.059～0.084μSv/h

■放射性物質の測定結果

測定場所	測定項目等	単位(Bq/kg)									
		結果	測定日	結果	測定日	結果	測定日	結果	測定日	結果	測定日
下水処理場(処理水)	放射性ヨウ素131	不検出		不検出		不検出		不検出		不検出	
	放射性セシウム134	不検出		不検出		不検出		不検出		不検出	
	放射性セシウム137	不検出		不検出		不検出		不検出		不検出	
奥山貯水池(水道原水)	放射性ヨウ素131	不検出	H26 5月8日	不検出	H25 11月1日	不検出	H25 4月16日	不検出	H24 10月9日	不検出	
	放射性セシウム134	不検出		不検出		不検出		不検出		不検出	
	放射性セシウム137	不検出		不検出		不検出		不検出		不検出	
環境処理センター(焼却灰)	放射性ヨウ素131	不検出		不検出		不検出		不検出		不検出	
	放射性セシウム134	不検出		不検出		不検出		不検出		不検出	
	放射性セシウム137	不検出	H26 5月12日	不検出	H25 10月31日	不検出	H25 4月10日	不検出	H24 11月1日	不検出	
環境処理センター(ダスト処理灰)	放射性ヨウ素131	不検出		不検出		不検出		不検出		不検出	
	放射性セシウム134	不検出		不検出		不検出		不検出		不検出	
	放射性セシウム137	不検出		不検出		不検出		不検出		不検出	

(参考)不検出とは、検出下限値未満のことです。(検出下限値は各担当課にお問い合わせください)

問い合わせ ■空間放射線量について 環境課 ☎38-2051
■下水処理場(処理水について) 下水処理場 ☎32-1291
■奥山貯水池(水道原水について) 水道工務課 ☎38-2084
■焼却灰・ダスト処理灰について 環境施設課 ☎32-5391

第64回 “社会を明るくする運動” 市民の集い

毎年7月は、“社会を明るくする運動”の強調月間です。この運動は、「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」を統一標語として、犯罪や非行の防止を目指し、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、明るい社会を築こうとするものです。

本市も「芦屋市推進委員会」を組織し、「市民の集い」を開催します。皆さんのご参加をお待ちしています。

■日時 7月10日(木)午後1時15分～3時30分 ■会場 ルナ・ホール
■内容 West Mountainによるコーラス/講演「サル社会から見える人間社会」～サルの子育てに学ぶ～松井猛氏 ■定員 先着600人 ※手話通訳・要約筆記・託児(2歳以上・要予約)あり

問い合わせ 地域福祉課 ☎38-2040

福祉医療費助成制度

問い合わせ 地域福祉課 ☎38-2076

市では、保険対象診療の医療費の一部を助成する「福祉医療費助成制度」を実施しています。7月1日からの受給要件は、「表1」のとおりです。

医療区分・扶養人数等により、受給者本人・配偶者および扶養義務者等所得制限基準額等が異なります。新たに該当するとと思われるかたは、下記のものを持参の上、交付申請を行ってください。すでに福祉医療費助成制度を申請済のかたは、新たに申請する必要はありません。

【交付申請に必要なもの】

対象となるかたの健康保険証・印鑑(認め印可)・平成26年1月2日以降に転入されたかたは、平成26年度(平成25年分)所得(課税)証明書(収入額、所得額、市(区)町村民税所得割税額および扶養人数・内訳がわかるもの 《医療区分5・6のかた》対象であることが確認できる手帳 《医療区分6のかた》本人名義の振込先口座番号のわかるもの

【所得制限基準額の算定について】

市(区)町村民税所得割の額の算定にあたっては、個人住民税が年少扶養親族および16歳から18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分が廃止されましたが、扶養控除の廃止がなかったものとして算定します(母子家庭等医療については、16歳から22歳までの扶養親族を扶養している場合は、所得制限基準額に1人につき15万円を加算します)

【福祉医療費受給者証の更新について】

現在、福祉医療費受給者証をお持ちのかたは6月30日で有効期間が終了します。平成26年度(平成25年分)の所得が基準額未満のかたは、新しい「福祉医療費受給者証」を6月末に送付します。なお、所得制限が基準額を超えているかたは、受給資格がなくなります。

【はり灸・あん摩マッサージの代理受領による委任払について】

7月診療分から、はり灸・あん摩マッサージの代理受領による委任払の取り扱いを開始します(高齢障害者医療および70歳以上の障害者医療および母子家庭等医療受給者を除く)。当該制度を利用するには、あらかじめ施術機関からの利用開始に係る届け出が必要です。詳しくは、担当課までお問い合わせください。

【現況届の提出を】

母子家庭等医療費助成制度を受けられているかたで、まだ現況届を提出していないかたは、至急提出してください。現況届を提出されませんと、所得制限基準額未満であっても受給することができません。

《表1 受給要件》

医療区分	対象年齢等	所得制限基準額(平成25年分所得)
1 老人医療	65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日までのかた。 ただし、月の初日生まれのかたは前月の末日までを対象とします。	下記の①・②いずれの要件も満たすこと ①市(区)町村民税非課税世帯に属していること ②受給者本人の年金収入を加えた所得が80万円以下であること(年金収入が80万円を超えるかたは、受給資格はありません。)
2 乳幼児等医療	0歳児 1歳から小学校3年生修了前まで	保護者等の所得制限なし 保護者等の所得制限:それぞれの市(区)町村民税所得割税額が23万5千円未満
3 子ども医療	小学校4年生から中学校3年生修了前まで	母等扶養義務者の所得制限:扶養人数が0人の場合、192万円未満。扶養人数が1人増えるごとに192万円に38万円を加算した額未満 ※母等扶養義務者の「総所得金額等の合計額」(給与所得、年金等所得、譲渡所得等の合計額)から、社会保険料控除(定額8万円)、障害者控除、医療費控除等を差し引いた金額が所得制限額未満であれば、受給することができます。
4 母子家庭等医療	母子・父子家庭等で、18歳に達した後の最初の3月31日までの児童と児童の父・母等および父母と死別した児童等	母等扶養義務者の所得制限:扶養人数が0人の場合、192万円未満。扶養人数が1人増えるごとに192万円に38万円を加算した額未満 ※母等扶養義務者の「総所得金額等の合計額」(給与所得、年金等所得、譲渡所得等の合計額)から、社会保険料控除(定額8万円)、障害者控除、医療費控除等を差し引いた金額が所得制限額未満であれば、受給することができます。
5 障害者医療	身体障害者手帳1級～3級、療育手帳(A・B・1)、精神障害者保健福祉手帳1級	受給者本人・配偶者・扶養義務者の所得制限:それぞれの市(区)町村民税所得割税額が23万5千円未満
6 高齢障害者医療	後期高齢者医療被保険者で、身体障害者手帳1級～3級、療育手帳(A・B・1)、精神障害者保健福祉手帳1級	受給者本人・配偶者・扶養義務者の所得制限:それぞれの市(区)町村民税所得割税額が23万5千円未満

過年度国民健康保険料も口座振替が利用可能になります

問い合わせ 保険課 ☎38-2035

所得更正や加入等で年度をさかのぼって国民健康保険料が増額となった場合は、今年度の保険料とは別に過年度国民健康保険料として通知しています。

これまで過年度国民健康保険料は、口座振替の登録があるかたであっても、納付書で納付いただいていたのですが、7月31日振替分からは口座振替で納付できるようになります。すでに口座振替の登録をしているかたは、登録口座から振り替えますので、あらためての申請は不要です。ただし、次の保険料は口座振替がご利用になれません。

■納期限を経過した保険料

■分割納付等で期限を変更した保険料

口座振替から納付書での納付へ納付方法の変更を希望されるかたは、上記へご連絡ください。(納期限が近くなりすと口座振替を停止できない場合もあります。)



平成27年度採用 市職員募集

市では、平成27年4月1日採用予定の次の5職種について市職員を募集します。

■試験日時 7月27日(日)

■募集期間 6月16日～7月4日(平日・執務時間内)※郵便による申し込みは7月4日(金)午後5時30分必着。詳細は、「採用案内」(市役所・消防本部で配布)または、市ホームページをご覧ください。

■募集内容・受験資格

職種	募集人数	受験資格
一般事務職	17人程度	昭和61年4月2日以降に出生し、学校教育法による4年制大学を卒業したかた、または平成27年3月までに卒業見込みのかた
一般技術職	土木1人程度 建築1人程度 電気1人程度	《大 学 卒》 昭和59年4月2日以降に出生し、学校教育法による4年制大学で当該専門課程を修了して卒業したかた、または平成27年3月までに卒業見込みのかた 《短大等卒》 昭和61年4月2日以降に出生し、学校教育法による短期大学・高等専門学校もしくは専修学校専門課程(修了年限2年以上)で当該専門課程を修了して卒業したかた、または平成27年3月までに卒業見込みのかた
消防職	5人程度	《大 学 卒》 平成元年4月2日以降に出生し、学校教育法による4年制大学を卒業したかた、または平成27年3月までに卒業見込みのかた 《短大等卒》 平成3年4月2日以降に出生し、学校教育法による短期大学・高等専門学校もしくは専修学校専門課程(修了年限2年以上)を卒業したかた、または平成27年3月までに卒業見込みのかた

問い合わせ
人事課 ☎38-2019(〒659-8501住所不要)
消防本部総務課 ☎38-2095(〒659-0064 精道町8-26)

国民年金保険料の支払いが困難なときは 免除・納付猶予の申請を

国民年金保険料を納付することが、所得の減少や失業等で困難な場合、申請によって納付が免除される「申請免除制度」と納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。納められないからと未納のままにしておくと、将来の年金額が減り、もしものときに年金が受けられないことがあります。免除や納付猶予を受けた期間の保険料は、10年以内に納めること(追納)ができます。(ただし、承認を受けた年度から起算して3年度を過ぎて追納する場合には、その当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。)
なお、免除は本人・配偶者(納付猶予は本人・配偶者)の前年所得等により判定されます。申請には、年金手帳(納付書でも可)と印鑑(代理人の場合のみ)が必要です。

※全額免除や納付猶予を申請時、継続申請を希望し承認されたかたは、申請する必要はありません。平成26年6月まで免除(または若年者納付猶予)が承認されているかたには、7月に日本年金機構から国民年金保険料納付書が送付されます。同封の免除申請書を日本年金機構へ送付してください。

【申請免除制度】 保険料の全額が免除される「全額免除」と保険料の一部を納める「一部納付(一部免除)」があります。

【申請免除の種類と保険料】

種 類	保険料
全額免除	0円
4分の1納付(4分の3免除)	3,810円
2分の1納付(2分の1免除)	7,630円
4分の3納付(4分の1免除)	11,440円

※全額免除以外は、保険料を納めることが必要です。
※いずれも障害基礎年金・遺族基礎年金を請求する場合に受給資格期間に含まれます。

【若年者納付猶予制度】

30歳未満のかた(学生を除く)を対象に保険料を納めることを猶予する制度です。

問い合わせ 市民課管理係(年金担当) ☎38-2036

後納制度(国民年金保険料の納付期限の延長)

後納制度とは、平成27年9月までに限り、時効で納めることができなかった国民年金保険料を、過去10年分まで納めることができる制度です。

これまでは、国民年金保険料を納め忘れたまま2年を超えると保険料を納めることができませんでした。過去10年以内の国民年金保険料を納めることで、年金額を増やしたり、年金の受給権につなぐことができます。

後納制度を利用されるかたは、西宮年金事務所へ申し込んでください。

※市民課管理係(年金担当)で申し込みはできません。

問い合わせ 西宮年金事務所 ☎0798-33-2941

国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-011-050